

有給インターンシップBasic誓約書

下記の内容にて、Gina & Partners (NZ) Ltdへ有給インターンシップBasicプログラムの手配を委託いたします。

留学・インターンシップ約款を必ずお読みいただき、ご同意の上でご記入・お申し込み書の提出をお願いいたします。

【手続き・契約内容】

①私は、ニュージーランドにおける有給インターンシッププログラム参加の斡旋・手続き代行をGina & Partners (NZ) Ltdに委託します。尚、委託する業務の範囲は以下のものに限る事を理解しています。

- 1：ワーキングホリデービザの申請代行
- 2：語学学校の斡旋および入学手続きの代行
- 3：インターンシップ先企業の斡旋及び労働契約締結の事務サポート
- 4：海外留学保険の加入手続き
- 5：プログラム参加期間中の相談

確認しました

②私は「約款」を熟読し、同意をした上でインターンシッププログラムに参加します。

約款を確認し、同意しました

③Gina & Partners (NZ) Ltdへ提出する書類・情報に、誤り及び虚偽のない事を誓約します。

確認しました

【現地での行動について】

①語学学校通学中のホームステイ及び学生寮は、語学学校または現地エージェントが手配し、トラブル等に関してはGina & Partners (NZ) Ltdは一切の責任を負うものではない事を了承します。

確認しました 語学学校就学無しの為該当せず

②滞在先を自分で手配する場合及び現地滞在中に事前に手配されたホームステイ・学生寮等のアコモデーションから引っ越しをする場合は、全て自己責任において行いGina & Partners (NZ) Ltdは一切の責任を負うものではない事を了承します。

確認しました

③治安状態に不安があると思われる地域・場所には立ち入りません。

確認しました

④視力矯正手術・美容整形手術やそれに準ずる行為は全て自己責任によるものとします。

確認しました

⑤危険度が高いと思われるスポーツ（ロッククライミング・サーフィン・リュージュ・スカイダイビング・ハングライダー・パラグライダー・バンジージャンプ・モーターボート・スピードボート等）は、海外旅行保険の引受対象外となる場合がある事を理解し、滞在中に該当するスポーツを行う場合は全て自己責任によるものとします。

確認しました

【インターンシップについて】

①インターンシップBasicプログラムは、現地4つ星以上のホテルでのハウスキーピングポジションでのインターンシップであることを理解しています。

確認しました

②インターンシップ先との契約は「労働契約」である事を理解しています。
インターン先企業の従業員の一員である自覚と責任を持ち、インターンシップを全うする為に努力します。

確認しました

③インターンシップ期間中、仕事の内容や英語に関する不明点はその都度確認し、日々向上する努力を怠りません。

確認しました

④インターンシップ先の就業規則を厳守します。正当な理由なき無断欠席・遅刻・早退等はいたしません。
インターンシップ生として特別扱いはない事を理解しています。

確認しました

⑤決められた休假日数以外の長期休暇の申請は一切認められない事を了承します。

確認しました

⑥インターンシップ手配開始後、就労期間の変更はいたしません。また自ら勝手にインターンシップ先企業を辞めません。

確認しました

⑦プログラムを中途解約する場合、またはプログラム手配開始後にインターンシップ期間を短縮する場合においては、違約金（NZ\$1,000.00 (GST込)）及び経費の自己負担が発生する事を了承します。

確認しました

⑧インターンシップ先企業の従業員との間では、相手の立場や民族的習慣を尊重し、人種差別的な言動を避け、互いに快適な生活を営めるように努めます。

また、他の日本人従業員(インターンシップ生)との間でも、相手を尊重し諂いを避けます。

確認しました

⑨インターンシップ期間中に知り得た企業の機密情報は、インターンシップ先企業の許可なく、いかなる方法をもってしても開示・漏洩、また業務目的以外での使用はしません。

確認しました

⑩インターンシップ期間中における私の言動により、インターンシップ先企業が被った損害の賠償を請求された場合は、全て自己責任において処理します。

確認しました

【Gina & Partners (NZ) Ltdとの契約について】

①プログラム開始後はGina & Partners (NZ) Ltdに支払ったプログラム参加費の返金は行われない事を了承します。

確認しました

②現地滞在中、健康面において何らかの問題が発生した場合には診断書の提出が求められる場合があり、また、診断書の結果によりインターンシップの継続が困難であると判断された場合には、プログラムが中止となる事を了承します。

確認しました

③Gina & Partners (NZ) Ltdが下記の事由によりインターンシップ先企業を手配できない場合がある事、また下記事由によりニュージーランドへの渡航が出来なかった場合は申し込み時に支払った諸費用を除き、プログラム費用が返金される事を了承します。

1: 天災地変・戦乱・暴動・テロ・運送・宿泊期間等のサービス提供の中止・官公署の命令・その他Gina & Partners (NZ) Ltdの関与しない事由によりニュージーランドへの渡航が出来ない場合

2: ニュージーランドへのワーキングホリデービザが取得できなかった場合（ニュージーランド移民局による判断の為）

確認しました

④Gina & Partners (NZ) Ltdがインターンシップ先企業を一件も手配できなかった場合は、支払ったインターンシップ参加費用のうち申込金を除く全額が返金される事を了承します。

確認しました

⑤ニュージーランド経済の激変やインターンシップ先企業の急激な経営悪化等で、突然の解雇という事態が起こる可能性がある事を了承します。

万が一その様な事態になった場合、インターンシップ残期等の状況によっては新たなインターンシップ先が手配できない事、またその場合でもGina & Partners (NZ) Ltd に支払ったインターンシップ 参加費用の返金は行われない事を了承します。

確認しました

⑥次の場合は速やかにプログラムが中止される事、またその際は自己負担で帰国する事、及びGina & Partners (NZ) Ltdに支払ったインターンシップ参加費用の返金は行われない事を了承します。

また、この場合には違約金 (NZ\$1,000.00 (GST込)) 及び経費の自己負担が発生する事を了承します。

1: インターンシップ先企業から業務遂行能力に欠けると判断され、契約の解除を通告された場合。

2: 語学学校・インターンシップ先企業またはGina & Partners (NZ) Ltdの名誉を傷つけたり、信用を失墜させる事件・事故を惹起したと判断された場合。

3: その他遵守事項に違反し、インターンシッププログラムの続行が困難と判断された場合。

確認しました

⑦ワーキングホリデービザから就労ビザへの切替え手続きをインターンシップ先企業との間で行った場合、Gina & Partners (NZ) Ltd は一切関与せず、手続き途中でインターンシップ先企業にビザ申請サポートを断られたり、移民局の判断等で就労ビザが取得できなかった場合もGina & Partners (NZ)Ltd は何ら責任を負わない事を了承します。

確認しました

⑧現地サポート期間は、インターンシップ期間の終了時(但し、インターンシップ終了後そのまま帰国する時は帰国時)とする事を了承します。

確認しました

署名： _____

申し込み日： _____ (西暦) 年 月 日